



平成 29 年 5 月 22 日

各 位

会 社 名 櫻 島 埠 頭 株 式 会 社
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 平 井 正 博
(コード番号：9353 東証第 2 部)
問 合 せ 先 取 締 役 (総 務 担 当) 増 田 康 正
TEL (代 表) 06-6461-5331

当社株式等の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）の導入について

当社は、本日開催の取締役会において、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（会社法施行規則第 118 条第 3 号に規定されるものをいい、以下、「基本方針」といいます。）を定めると共に、この基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（会社法施行規則第 118 条第 3 号ロ(2)）の一つとして、下記の通り、当社株式等の大規模買付行為に関する対応策（以下、「本プラン」といいます。）を 2017 年 6 月 29 日開催予定の第 75 回定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます。）において株主の皆様にご承認をいただくことを条件として、導入することを決定いたしましたので、以下の通り、お知らせいたします。

なお、本プランを決定した取締役会には、社外監査役 2 名を含む当社監査役 3 名全員が出席し、本プランは当社株式等の大規模買付行為に関する対応策として相当であると判断される旨の意見を表明しています。

以 上

当社株式等の大規模買付行為に関する対応策

I. 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、金融商品取引所に株式を上場している者として、市場における当社株式の自由な取引を尊重し、特定の者による当社株式の大規模買付行為であっても、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものである限り、これを一概に否定するものではありません。また、最終的には株式の大規模買付提案に応じるかどうかは株主の皆様への決定に委ねられるべきだと考えています。

ただし、株式の大規模買付提案の中には、例えばステークホルダーとの良好な関係を保ち続けることができない可能性がある等、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を損なうおそれのあるものや、当社グループの価値を十分に反映しているとは言えないもの、あるいは株主の皆様が最終的な決定をされるために必要な情報が十分に提供されないものもあります。

そのような提案に対して、当社取締役会は、株主の皆様から負託された者の責務として、株主の皆様のために、必要な時間や情報の確保、株式の大規模買付提案者との交渉等を行う必要があると考えています。

II. 当社の企業価値の源泉及び基本方針の実現に資する特別な取組み

(1) 当社の企業理念及び事業

当社は主に大阪港の北部、大阪湾ベイエリアにおいて、内外の主要航路と内陸部への幹線道路網で結ばれた立地条件を活かし、京阪神の一大生産・消費地帯を背後に持つ海陸の中継基地として港湾運送事業、倉庫業、運送業を中心とした事業活動を行っております。

当社の経営理念は、公共性の高い事業を行う企業として「堅実経営」を全うし、大阪港における各種貨物の海陸中継業務を円滑に遂行することにより、我が国の産業振興及び市民生活向上への安定的貢献を果たすこととあります。

経営方針は、遵法精神と企業倫理に基づき、時代を先取りする事業活動及び透明度高く環境に即応した内部統制、この双方を推進し、お客様の要望と信頼に常にお応えし、株主様はじめ投資家の皆様のご期待にお応えすることを第一とすることとしております。

(2) 当社の企業価値の源泉

当社の企業価値の源泉は、長年に亘り大阪湾ベイエリアにおいて海陸の中継基地として、港湾運送事業、倉庫業、運送業などを営んできた経験と実績にあります。具体的には①港湾運送事業をはじめとする物流事業という公共性・社会性が高い事業を中長期的に安定して運営するためのノウハウ、②顧客・取引先・地域住民等との信頼関係、③専門性を有する人材の存在及び④健全な財務体質であります。

港湾運送事業は、島国である我が国にとって不可欠な輸出入の海陸中継業務を行う公共性の高い事業であり、継続的に安定した運営を行うことが求められる事業です。当社は1948年の創業以来、ばら貨物、液体貨物及び物流倉庫の各分野において、効率的な敷地や設備の運営を行い、安定的に事業を継続し、運営ノウハウを蓄積してまいりました。また、当社は安全・確実な物流サービスを提供することで顧客からも格別のご信頼を頂戴しておりますが、これらの運営ノウハウや顧客からの信頼は、当社従業員の高い専門性、取引先や地域住民のご支援・ご協力に支えられております。さらに当社が中長期的に成長していくためには、荷役設備等に係る継続的な設備投資等に対応できる健全な財

務体質の維持が必要です。

当社はこれらの企業価値の源泉を基に、今後も中長期的に安定した経営を行い、企業価値の向上に努めてまいります。

(3) 企業価値向上への取組み

当社は、当社が将来の更なる飛躍を目指す新たなステージへ進むために、2018年3月期（2017年度）より3ヶ年の中期経営計画「Innovation&Progress for 2019」をスタートさせております。そのビジョンは次の通りです。

<ビジョン>

- お客様からの厚い信頼と事業上の好立地という強みを伸ばし、希少な企業価値をさらに高める
- 現状に満足せずあらゆる付加価値を追い求め、将来のいかなる環境においても生き残り成長する、強靱な企業体力を構築する
- 国際貿易港である大阪港においてエネルギー・産業素材など基幹資材の貯蔵と中継を行う公共的使命をさらに拡大し、我が国の産業の発展に貢献する

2020年3月期（2019年度）までの3年間は、強靱な企業体力を構築するための最初のステージとして位置づけており、そのために高付加価値事業の実現、原価構造の改革によるコスト削減、既存機能の活性化などの事業戦略を掲げております。

(4) コーポレートガバナンスの強化

当社は、持続的な成長及び中長期的な企業価値の向上を図る観点から、意思決定の透明性・公正性を確保すると共に、保有する経営資源を有効に活用し、迅速・果敢な意思決定により経営の活力を増大させることがコーポレートガバナンスの要諦であると考えており、コーポレートガバナンスの充実に努めております。当社では、経営の効率化並びに健全性・透明性の確保の一環として、独立社外取締役（2名）及び独立社外監査役（2名）を選任し、取締役会の監督機能を高め、経営の健全性・透明性の確保に努めております。また、社外取締役及び社外監査役を構成員とする諮問委員会を設置し、諮問委員会が取締役の選任、評価及び報酬、取締役会の評価並びに剰余金の配当その他の事項について代表取締役社長から説明を受け、検討した後、代表取締役社長に対し意見又は助言を行う等、コーポレートガバナンス強化に取り組んでおります。今後もコーポレートガバナンスの実効性をより一層高める取り組みを推進してまいります。

Ⅲ. 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

1. 本プラン導入の目的

当社は株主の皆様が大規模買付者（下記2. に定義されます。）による大規模買付行為に應ずるか否かを判断する場合において、大規模買付者から一方的に提供される情報だけでなく、当社の事業特性を十分に理解している当社取締役会の大規模買付行為に対する適切な評価・意見等が株主に適切に提供されることが重要と考えております。このことが会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止し、当社の企業価値及び株主共同利益を確保・向上させると考えます。以上の考えに基づき、当社取締役会は大規模買付行為に際して、株主の皆様が買付に應じるか否かを株主の皆様適切に判断していただけるように、取締役会が大規模買付者から必要な情報を入手すると共に、その大規模買付行為や買付提案を評価・検討する時間を確保し、株主の皆様へ代替案を含めた判断のために必要な情

報を提供することを目的として、大規模買付行為に関するルール（以下「大規模買付ルール」といいます。）を定めることといたしました。本プランは、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させることを目的として、上記 I に記載の基本方針に沿って導入するものであり、当社株式等の大規模買付行為を行おうとする者が遵守すべきルールを明確にし、株主の皆様が適切な判断をするために必要かつ十分な情報及び時間、並びに大規模買付行為を行おうとする者との交渉の機会を確保することを目的としています。

なお、2017 年 3 月 31 日現在における当社大株主の状況は、別紙 1 「当社の大株主の株式保有状況」の通りであり、当社は現時点において当社株式等の大規模買付行為に係る提案を受けていません。

また、当社の筆頭株主であり、議決権の 18.8%を保有する埠頭ジャスタック株式会社は埠頭ジャスタック株式会社代表取締役社長である原徹氏及びその親族等と合わせて 28.3%を保有しており、当社のその他の関係会社に該当しておりますが、当社と埠頭ジャスタック株式会社は、相互に独立した意思決定を行っており、今後、埠頭ジャスタック株式会社や同社役員の独自の判断により譲渡等が行われ、株式の分散化が進み、当社株式の流動性が増す可能性は否定できません。その結果として当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を損なうおそれのある大規模買付行為が行われる可能性は否定できず、当社は当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させることを目的として本プランを設定することが必要であると判断いたしました。

2. 本プランの対象となる大規模買付け等

本プランの対象となる当社株式の買付けとは、特定株主グループ¹の保有割合²を 20%以上とすることを目的とする当社株式等³の買付行為、結果として特定株主グループの保有割合が 20%以上となる当社株式等の買付行為、又は既に 20%以上を所有する特定株主グループによる当社株式等の買増行為をいいます。いずれについても買付け、買増しの方法の如何は問いませんが、あらかじめ当社取締役会が同意したものを除きます。このような買付行為を「大規模買付行為」といい、大規模買付行為を行うものを「大規模買付者」といいます。

3. 大規模買付ルールの内容

「大規模買付ルール」とは、大規模買付行為に先立ち①事前に大規模買付者が当社取締役会に対して必要かつ十分な情報を提供し、②当社取締役会による一定の評価期間が経過し、③当社取締役会の評価内容・意見を株主の皆様が開示した後に初めて、大規模買付者による大規模買付行為を開始することを認めるといいます。大規模買付ルールの概要は次の通りです。

(1) 意向表明書の当社への事前提供

大規模買付者におきましては、大規模買付け等の実行に先立ち、当社取締役会に

¹ 特定株主グループとは、当社の株式等（脚注 3 参照）の保有者（金融商品取引法第 27 条の 23 第 3 項に基づき保有者に含まれる者を含みます。以下同じとします。）及びその共同保有者（同法第 27 条の 23 第 5 項に規定する共同保有者をいい、同条第 6 項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。以下同じとします。）をいいます。なお、本プランにおいて引用される法令等に改正（法令名の変更や旧法令等を継承する新法令等の制定を含みます。）があった場合には、本プランにおいて引用される法令等の各条項は、当社取締役会が別途定める場合を除き、当該改正後においてこれらの法令等の各条項を実質的に継承する法令等の各条項に読み替えられるものとします。

² 保有割合とは、金融商品取引法第 27 条の 23 第 4 項に規定する株券等保有割合をいいます。ただし、本プランでは議決権割合を算出する上で除数となる総株数は当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株数を控除した数とします。

³ 株券等とは、金融商品取引法第 27 条の 23 第 1 項に規定する株券等を意味します。

対して、当該大規模買付者が大規模買付け等に際して本プランに定める手続きを遵守する旨の誓約文言等を記載した書面（以下、「意向表明書」といいます。）を当社の定める書式により日本語で提供していただきます。

具体的には、意向表明書には、以下の事項を記載していただきます。

- ① 大規模買付者の名称、住所
- ② 設立準拠法
- ③ 代表者の氏名
- ④ 国内連絡先
- ⑤ 提案する大規模買付行為の概要
- ⑥ 本プランに定められた大規模買付ルールに従う旨の誓約

（２）大規模買付情報の提供

上記（１）の意向表明書を提供いただいた場合には、大規模買付者におきましては、以下の手順に従い、当社に対して、大規模買付け等に対する株主及び投資家の皆様のご判断並びに当社取締役会の評価・検討等のために必要かつ十分な情報（以下、「大規模買付情報」といいます。）を日本語で提供していただきます。

まず、当社は、大規模買付者に対して、意向表明書を提供していただいた日から10営業日⁴（初日不算入）以内に、当初提供していただくべき情報を記載した情報リストを上記（１）④の国内連絡先に発送いたしますので、大規模買付者には、情報リストに従って十分な情報を書面で当社に提供していただきます。

大規模買付情報の具体的内容は大規模買付者の属性及び大規模買付行為の内容によって異なりますが、提供を依頼する主要な情報項目は次の通りです。

- ① 大規模買付者及びそのグループ（共同保有者、特別関係者及び各組合員（ファンドの場合）その他の構成員を含む。）の詳細（具体的名称、資本関係、事業内容、財務内容、経営成績等を含む。）
- ② 大規模買付の目的、方法及び内容（買付の対価の価額・種類、買付の時期、関連する取引の仕組み、買付等の方法の適法性、買付等の実行の蓋然性等を含む。）
- ③ 大規模買付の対価の価額の算定根拠（算定の前提事実、算定方法、算定に用いた数値情報。）
- ④ 大規模買付の資金の裏付け（資金の提供者（実質的提供者を含む。）の具体的名称、調達方法、関連する取引の内容。）
- ⑤ 大規模買付行為により当社及び当社のステークホルダーに生じることが予想されるシナジーの内容
- ⑥ 大規模買付者が当社取締役会に提案する当社及び当社グループの経営方針、事業計画、資本政策、配当政策並びに役員候補者及びその略歴
- ⑦ 大規模買付の後における当社及び当社グループの従業員、顧客、取引先その他の当社に係る利害関係者の処遇方針
- ⑧ 当社の他の株主との利益相反を回避するための具体的方策
- ⑨ 反社会的勢力との関係に関する情報

なお、当初提供いただいた大規模買付情報について、当社取締役会は速やかに後記（４）記載の独立委員会に提供することとします。これを受けて独立委員会が

⁴営業日とは、行政機関の休日に関する法律第 1 条第 1 項各号に掲げる日以外の日をいいます。以下同じとします。

精査した結果、当該大規模買付提案の内容・効果を、株主の皆様及び当社取締役会が理解する上で不十分と認められる場合には、直接又は当社取締役会を通じて、独立委員会は大規模買付者に対して大規模買付情報が揃うまで追加的に情報提供を求めます。

独立委員会による当該情報に関わる追加提供の要求は、必要かつ十分な情報が提供されるまで、繰り返し行うことができますが、最終の回答期限は、必要かつ十分な情報が提供されたと判断されない場合においても、情報リスト交付日から起算して原則として60日を超えないものとします。

また、当社取締役会は、当社株主の皆様の判断のために必要と認められる場合には、大規模買付行為の提案があった事実を適当と認める時期及び方法により開示いたします。当社取締役会に提供された大規模買付情報、当社取締役会の当該大規模買付提案への評価内容等は、当社株主の皆様の判断の必要性を考慮し適宜開示いたします。

(3) 取締役会による評価期間

当社取締役会は、大規模買付情報の提供が完了した日から起算して、大規模買付け等の評価の難易度等に応じて、以下の①又は②の期間を、当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成及び代替案立案のための期間（以下、「取締役会評価期間」といいます。）として設定します。当社取締役会は、大規模買付情報の提供が完了したと判断した場合には、速やかにその旨及び取締役会評価期間が満了する日を公表いたします。大規模買付け等は、本プランに別段の記載なき限り、取締役会評価期間（最大 30 日間延長する場合はその延長期間を含む）の経過後にのみ開始されるべきものとします。

- ① 対価を現金（円価）のみとする当社全株式等を対象とした公開買付けの場合には最大 60 日間
- ② その他の大規模買付け等の場合には最大 90 日間

なお、当社取締役会が取締役会評価期間内に対抗措置の発動又は不発動の決定に至らないことにつきやむを得ない事情がある場合（独立委員会が取締役会評価期間内に対抗措置発動の勧告を行うに至らない場合などが挙げられます。）、当社取締役会は、独立委員会の勧告に基づき、必要な範囲内で取締役会評価期間を最大 30 日間延長することができるものとします。その場合は、延長期間及び当該延長期間が必要とされる具体的理由を大規模買付者に通知すると共に、株主及び投資家の皆様に開示いたします。

当社取締役会は、取締役会評価期間内において、後記（4）に記載する独立委員会による勧告を受ける他、必要に応じて適宜外部専門家等の助言を得ながら、大規模買付者から提供された大規模買付情報を十分に評価・検討し、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上の観点から、大規模買付者による大規模買付け等の内容の検討等を行うものとします。当社取締役会は、これらの検討等を通じて、大規模買付け等に関する当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、大規模買付者に通知すると共に、適時かつ適切に株主及び投資家の皆様に開示いたします。

また、必要に応じて、大規模買付者との間で大規模買付け等に関する条件・方法

について交渉し、さらに、当社取締役会として、株主の皆様へ代替案を提示することもあります。

(4) 対抗措置の発動に関する独立委員会の勧告

本プランでは、対抗措置の発動等に当たって、当社取締役会の恣意的判断を排除し、取締役会の判断及び対応の客観性、合理性を確保するための機関として独立委員会を設置し、発動の是非について当社取締役会への勧告を行う仕組みとしています。独立委員会は、独立委員会規程（概要については別紙2をご参照下さい。）に従い、当社独立社外取締役、当社独立社外監査役で、当社の業務執行を行う経営陣から独立した者のみから構成されるものとします。本プラン導入当初における独立委員会の委員には、別紙3に記載の4氏が就任いたします。

独立委員会は、取締役会評価期間内に、上記(3)の当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成及び代替案立案と並行して、以下の手続きに従い、当社取締役会に対して対抗措置の発動の是非に関する勧告を行うものとします。その際、独立委員会の判断が当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上に資するようになされることを確保するために、独立委員会は、当社の費用で、当社の業務執行を行う経営陣から独立した外部専門家（投資銀行、証券会社、フィナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。）の助言を得ることができるものとします。なお、独立委員会が当社取締役会に対して以下の①又は②に定める勧告をした場合には、当社取締役会は、当該勧告の事実とその概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、速やかに開示いたします。

① 大規模買付者が本プランに規定する手続きを遵守しない場合

独立委員会は、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しなかった場合には、当社取締役会に対して対抗措置を発動すべき旨を勧告します。これを受けた当社取締役会は、大規模買付対抗措置を発動すべき旨の独立委員会による勧告を最大限尊重のうえ、原則として大規模買付対抗措置の発動を決議することができるものとします。ただし、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守していないことが客観的で明白であり、独立委員会による勧告が行われた後に大規模買付対抗措置を発動することとすると当社グループ又は株主の皆様へ著しい不利益が生じる場合には、当社取締役会は、独立委員会の勧告がなくても、大規模買付対抗措置を決議することができるものとします。

② 大規模買付者が本プランに規定する手続きを遵守した場合

独立委員会は、大規模買付者が本プランに規定する手続きを遵守した場合には、原則として、当社取締役会に対して対抗措置の発動を行わないよう勧告します。ただし、本プランに規定する手続きが遵守されている場合であっても、例えば以下(i)から(viii)に掲げる事由により、当該大規模買付けが当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうものであると認められかつ対抗措置の発動が相当と判断される場合には、例外的措置として、対抗措置の発動を勧告する場合があります。

(i) 当該大規模買付行為又は経営権取得の目的が、当社の会社経営に真

に参加する意思がないにもかかわらず、株価をつり上げて高値で当社株式等を当社又は当社関係者に引取らせることにある場合（いわゆるグリーンメイラーの場合）

- (ii) 当該大規模買付行為又は経営権取得の目的が、当社の会社経営を一時的に支配して当社又は当社グループ会社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先又は顧客等の当社又は当社グループ会社の資産を当該大規模買付者又はそのグループ会社等に移転することにある場合（いわゆる焦土化経営の場合）
- (iii) 当該大規模買付行為又は経営権取得の目的が、当社の会社経営を支配した後に、当社又は当社グループ会社の資産を当該大規模買付者又はそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用することにある場合
- (iv) 当該大規模買付行為又は経営権取得の目的が、当社の会社経営を一時的に支配して、当社又は当社グループ会社の事業に当面関係していない不動産、有価証券等の高額資産等を売却等により処分させ、その処分利益をもって一時的に高配当をさせるかあるいは一時的に高配当による株価の急上昇の機会を狙って当社の株式等の高価売付けをすることにある場合
- (v) 大規模買付者の提案する当社の株式等の買付方法が、いわゆる強圧的二段階買収（最初の買付けで当社の株式等の全部の買付けを勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株式等の買付け等を行うことをいいます。）等の、株主の皆様への判断の機会又は自由を制約し、事実上、株主の皆様へ当社の株式等の売却を強要するおそれのある場合
- (vi) 大規模買付者の提案する当社の株式等の買付条件（買付対価の種類及び金額、当該金額の算定根拠、その他の条件の具体的内容（当該取得の時期及び方法を含みます。））、違法性の有無並びに実現可能性等を含むがこれらに限られません。）が、当社の企業価値に照らして著しく不十分又は不適切なものであると判断される場合
- (vii) 大規模買付者による支配権の取得により、当社株主はもとより、企業価値の源泉である顧客、取引先、地域住民、従業員その他の利害関係者との関係を破壊し、当社の企業価値・株主共同の利益の著しい毀損が予想される等、当社の企業価値・株主共同の利益の確保又は向上を著しく妨げるおそれがあると判断される場合
- (viii) 大規模買付者の経営陣又は主要株主若しくは出資者に反社会的勢力又はテロ関連組織と関係を有する者が含まれている場合等、大規模買付者が公序良俗の観点から当社の支配株主として著しく不適切であると判断される場合

(5) 取締役会の決議

当社取締役会は、上記（4）に定める独立委員会の勧告を最大限尊重するものとし、当該勧告を踏まえて当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から、速やかに対抗措置の発動又は不発動その他必要な決議を行うものとします。

また、当社取締役会が対抗措置の発動を決議した後又は発動後においても、①大規模買付者が大規模買付け等を中止した場合又は②対抗措置を発動するか否かの判

断の前提となった事実関係等に変動が生じ、かつ、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から対抗措置の発動が相当でないと考えられる状況に至った場合には、当社取締役会は、独立委員会の勧告を受けた上で、対抗措置発動の停止の決議を行うものとします。

当社取締役会は、上記の決議を行った場合には、当該決議の概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、速やかに開示いたします。

(6) 株主意思確認総会の開催

当社取締役会は、以下の場合には、株主総会の開催が著しく困難な場合を除き、実務上可能な限り速やかに株主総会を開催し、対抗措置の発動に関する議案を付議するものとしたします(かかる株主総会を以下「株主意思確認総会」といいます。)

- ① 独立委員会が対抗措置の発動についての勧告を行うに際して、対抗措置の発動に関し株主総会の承認を予め得るべき旨の留保を付した場合
- ② 当社取締役会が、株主の皆様のご意思を確認することが相当であると判断した場合

株主意思確認総会を開催する場合、当社取締役会は、株主意思確認総会の決議に従って、対抗措置の発動に関する決議を行うものとしたします。この場合には、大規模買付けは、当社株主意思確認総会における対抗措置の発動議案否決及び当該株主総会の終結後にのみ行われるべきものとします。

当該株主意思確認総会の招集手続が執られた場合であっても、その後、当社取締役会において対抗措置不発動の決議を行った場合や当社取締役会にて対抗措置の発動を決議することが相当であると判断するに至った場合には、当社は株主意思確認総会の招集手続を取り止めることができます。かかる決議を行った場合も、当社は、当該決議の概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、速やかに開示いたします。

4. 本プランにおける対抗措置の具体的内容

大規模買付者が本プランの手続きに従うことなく大規模買付行為を行った場合等、前記3.(4)において述べる一定の大規模買付対抗措置の発動要件を満たす場合は、当社取締役会は、大規模買付対抗措置として、原則として当社株主に対する新株予約権の無償割当を決議します。また、会社法その他の法令及び当社定款上で認められるその他の対抗措置を発動することが適切と判断された場合には、当該その他の対抗措置を用いることがあります。

なお、具体的な対抗措置の一つとして、当社取締役会が、株主の皆様に新株予約権の無償割当を行う場合の新株予約権の概要は別紙4「新株予約権無償割当ての概要」に記載の通りとします。この新株予約権には、一定割合以上の保有割合となる特定株主グループに属する者による権利行使は認められない旨を定めた行使条件や、かかる特定株主グループに属する者以外の新株予約権者が所有する新株予約権のみを取得することができる旨を定めた取得条項等、大規模買付行為に対する対抗措置としての効果を勘案した行使期間、行使条件、取得条項等を設けることがあります。なお、新株予約権の行使が認められない特定株主グループが有する新株予約権の取得の対価として金銭を交付することは予定していません。

5. 本プランの有効期間、廃止及び変更

本プランの有効期間は、2020年6月に開催予定の当社定時株主総会終結の時までとします。ただし、当該定時株主総会終結時において、現に大規模買付行為を行っている者又は大規模買付行為を企図する者であって当社取締役会が定める者が存在している場合には、当該行為への対応のために、取締役会は独立委員会へ諮問を行い、同意を得た上で、必要な限度でかかる有効期間を延長するものとします。

また、当該有効期間の満了前であっても、当社の株主総会において本プランの変更又は廃止の決議がなされた場合には、本プランは当該決議に従い、その時点で変更又は廃止されるものとします。また、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により本プランの廃止の決議がなされた場合には、本プランはその時点で廃止されるものとします。

加えて、関係法令の新設又は改廃により、本施策の規定に修正を加える必要が生じた場合には、当該法令の趣旨に従い、かつ、本施策の基本的考えに反しない範囲で、適宜本施策の文言を読み替えるものとします。他方、当社取締役会が、本プランの内容について当社株主の皆様の実質的な影響を与えるような変更を行う場合には、改めて直近で開催される株主総会に付議し株主の皆様のご承認をいただくことといたします。

当社は、本プランが廃止され又は本プランの内容について当社株主の皆様の実質的な影響を与えるような変更が行われた場合には、当該廃止又は変更の事実及び（変更の場合には）変更内容その他当社取締役会が適切と認める事項について、速やかに開示いたします。

6. 本プランの合理性

本プランは、経済産業省及び法務省が2005年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）を充足しており、かつ、企業価値研究会が2008年6月30日に公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」及び東京証券取引所が2015年6月1日に公表した「コーポレートガバナンス・コード」の「原則1-5.いわゆる買収防衛策」の内容を踏まえております。

(1) 企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則

本プランは、上記1.に記載の通り、当社株式等に対する大規模買付け等がなされた際に、当該大規模買付け等に応じるべきか否かを株主の皆様がご判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や期間を確保し、株主の皆様のために大規模買付者と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって導入されるものです。

(2) 事前開示・株主意思の原則

① 事前開示による予見可能性の確保

本プランにおける本プランの手續の内容並びに大規模買付対抗措置の内容及び発動要件は、いずれも前記3.(4)において具体的かつ明確に示したところであり、株主及び投資家の皆様並びに大規模買付者にとって十分な予見可能性を与えるものであると考えます。

② 株主意思の反映

本プランは、当社株主総会において承認可決することにより決定されます。また、「本プランの有効期間、廃止及び変更」（前記5.）において記載した通り、本プランは、有効期間を3年としております。その有効期間の満了前においても当社取締役会又は株主総会において、本プランの変更又は廃止の決議がなされた場合には、本プランは当該決議に従い変更又は廃止されることとなります。

なお、当社は、定款において全取締役の任期を1年としており、取締役は、毎年6月の定時株主総会で選任される体制にあります。したがって、株主の皆様が望めば、取締役を交代させることにより本プランを廃止することができ、株主の皆様のご意思を反映することが可能です。

加えて、対抗措置の発動の手続としては、当社取締役会から独立した独立委員会の勧告を最大限尊重すると共に、株主意思確認総会を招集して株主の皆様のご意思を確認することが適切であると判断される場合には、株主総会を招集して対抗措置の発動に関する議案を付議し、株主の皆様のご意思を確認することとしております。

(3) 必要性・相当性確保の原則

① 独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示の徹底

当社は、上記3.（4）に記載の通り、本プランに基づく大規模買付け等への対抗措置の発動等に関する取締役会の恣意的判断を排し、取締役会の判断及び対応の客観性及び合理性を確保することを目的として独立委員会を設置し、当社取締役会は、対抗措置の発動又は不発動の決議に際して独立委員会の勧告を最大限尊重いたします。

また、当社は、独立委員会の判断の概要について株主及び投資家の皆様へ情報開示を行うこととし、当社の企業価値・株主共同の利益に資するよう本プランの透明な運営が行われる仕組みを確保しています。

② 合理的かつ客観的な発動要件の設定

本プランは、上記3.（4）に記載の通り、合理的かつ客観的な発動要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しています。

③ デッドハンド型若しくはスローハンド型買収防衛策ではないこと

上記5.に記載の通り、本プランは、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により、いつでも廃止することができるものとされております。従って、本プランは、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交代させても、なお発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。

また、当社は期差任期制を採用していないため、本プランはスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交代を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

7. 株主及び投資家の皆様への影響等

(1) 本プランの導入時に株主及び投資家の皆様へ与える影響

本プランの導入時には、本新株予約権の発行自体は行われません。従って、本プラン

がその導入時に株主の皆様の有する当社株式に係る法的権利及び経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることはありません。

なお、上記3.(4)に記載の通り、大規模買付者が本プランを遵守するか否か等により当該買付行為に対する当社の対応方針が異なりますので、株主及び投資家の皆様におかれましては、大規模買付者の動向にご注意下さい。

(2) 本新株予約権の無償割当て時に株主及び投資家の皆様に与える影響

当社取締役会は、当社の企業価値及び株主共同の利益を守ることを目的として前記4.の通り対抗措置を講じることがありますが、当社取締役会が具体的な対抗措置を講じることが決定した場合、適用ある法令、当社が上場する東京証券取引所の上場規程に従って、適時適切な開示を行います。

対抗措置として新株予約権の無償割当が行われる場合には、割当期日における株主の皆様は、その保有する株式数に応じて無償で新株予約権の割当を受けますこととなります。

このような仕組み上、本新株予約権の無償割当て時においても、株主の皆様が保有する当社株式1株当たりの価値に希釈化は生じるものの保有する当社株式全体の価値の希釈化は生じず、株主の皆様の有する当社株式に係る法的権利及び経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることは想定しておりません。ただし、買付者等につきましては、この対抗措置の発動により、結果的に法的権利及び経済的利益に何らかの影響が生じる場合があります。

本新株予約権の行使又は取得に関して差別的条件を付す場合には、当該行使又は取得に際して、買付者等の法的権利、経済的利益に影響が生じることが想定されますが、この場合であっても、買付者以外の株主の皆様の有する当社株式に係る法的権利及び経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることは想定しておりません。ただし、割当期日において当社の最終の株主名簿に記載・記録されていない株主の皆様に関しましては、他の株主の皆様が当該新株予約権の無償割当を受け、当該新株予約権と引き換えに当社株式を受領されることに比して、結果的にその法的権利又は経済的側面において不利益が発生する可能性があります。なお、独立委員会の勧告に基づく当社取締役会の決定により、当社が当該新株予約権の割当中止、当該新株予約権の発行の中止、発行した新株予約権の無償取得を行う場合、及び裁判所による当該新株予約権の発行差止の決定がなされた場合には、1株当たりの株式の価値の希釈化は生じませんが、上記のような場合に、当該新株予約権の無償割当を受けるべき株主が確定した後(権利落ち日以降)に当社株式の価値の希釈化が生じることを前提にして当社株式の売買等を株主又は投資家の皆様が行った場合、株価の変動により不測の損害を被る可能性があります。大規模買付者については、対抗措置が講じられることにより、結果的に、その法的権利又は経済的側面において不利益が発生する可能性があります。

(3) 本新株予約権の無償割当てに伴う株主の皆様の手続き

対抗措置として、例えば、本新株予約権の無償割当がなされる場合には、本新株予約権の割当て期日における最終の株主名簿に記載された株主の皆様は、当該新株予約権の無償割当ての効力発生日において当然に新株予約権者となるため、申込みの手続きは不要です。

また、無償割当てがなされる本新株予約権に取得条項が付され、当社が本新株予約権を取得する場合、株主の皆様は、新株予約権の行使価格相当の金銭を払い込むことなく、当社による本新株予約権の取得の対価として、当社株式を受領することになります。ただし、大規模買付者については、その有する本新株予約権が取得の対象とならないこと

があります。

以上のほか、割当て方法、行使の方法及び当社による取得の方法、株式の交付方法等の詳細については、本新株予約権の無償割当てに関する当社取締役会の決議が行われた後、当社は、その手続きの詳細に関して、適用ある法令及び金融商品取引所規則に基づき、適時かつ適切に開示又は通知を行いますので当該開示又は通知の内容をご確認下さい。

以上

当社の大株主の株式保有状況

(2017年3月31日現在)

株主名	当社への出資状況	
	持株数(千株)	所有割合(%)
埠頭ジャスタック株式会社	2,819	18.77
株式会社ニヤクコーポレーション	2,336	15.55
原 徹	1,094	7.28
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	769	5.12
株式会社三菱東京UFJ銀行	444	2.95
日本生命保険相互会社	384	2.56
株式会社三井住友銀行	384	2.56
三井住友海上火災保険株式会社	308	2.05
株式会社大水	250	1.66
大和証券株式会社	249	1.65

- (注) 1. 持株数は千株未満を、所有割合は小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。
 2. 上記の所有割合は、自己株式を控除して計算しております。

独立委員会規程の概要

1. 独立委員会は、当社取締役会の決議により、大規模買付け等への対抗措置の発動等に関する取締役会の恣意的判断を排し、取締役会の判断及び対応の客観性及び合理性を確保することを目的として、設置される。
2. 独立委員会委員は、3名以上とし、当社の業務執行を行う経営陣から独立した、当社社外取締役、並びに当社社外監査役のいずれかに該当する者の中から、当社取締役会の決議に基づき選任される。
3. 独立委員会の委員の任期は、選任のときから3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の日又は別途当該独立委員会委員と当社が合意した日までとする。ただし、当社取締役会の決議により別段の定めをした場合はこの限りではない。また、独立委員会委員が取締役又は監査役でなくなった場合には、独立委員会委員の任期も同時に終了する。
4. 独立委員会は、当社代表取締役又は各独立委員会委員が招集する。
5. 独立委員会の議長は、各独立委員会委員の互選により選定される。
6. 独立委員会の決議は、原則として、独立委員会委員全員が出席し、その過半数をもってこれを行う。ただし、独立委員会委員のいずれかに事故があるときその他特段の事由があるときは、当該独立委員会委員を除く独立委員会委員全員が出席し、その過半数をもってこれを行う。
7. 独立委員会は、以下の各号に記載される事項について審議の上決議し、その決議内容を、理由を付して当社取締役会に対して勧告する。
 - (1)本プランに係る対抗措置の発動の是非
 - (2)本プランに係る対抗措置発動の停止
 - (3)本プランの廃止及び変更
 - (4)その他本プランに関連して当社取締役会が任意に独立委員会に諮問する事項各独立委員会委員は、独立委員会における審議及び決議においては、専ら当社の企業価値・株主共同の利益に資するか否かの観点からこれを行うことを要し、自己又は当社の経営陣の個人的利益を図ることを目的としてはならない。
8. 独立委員会は、必要に応じて、当社の取締役、監査役又は従業員その他必要と認める者を出席させ、独立委員会が求める事項に関する意見又は説明を求めることができる。
9. 独立委員会は、その職務の遂行に当たり、当社の費用で、当社の業務執行を行う経営陣から独立した外部専門家（投資銀行、証券会社、フィナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含む。）から助言を得ることができる。

以上

独立委員会委員の略歴（五十音順）

五十嵐 英男（いがらし ひでお）

1944年生まれ

1969年4月 大阪市入庁

2000年4月 財団法人大阪港埠頭公社理事

2002年4月 大阪市港湾局長

2005年7月 財団法人大阪港開発技術協会理事長

2006年6月 財団法人大阪国際交流センター（現 公益財団法人大阪国際交流センター）理事長

2010年6月 大阪港振興協会（現 公益社団法人大阪港振興協会）会長

2016年6月 当社取締役就任（現）

2017年3月 大阪港タグセンター事業協同組合理事

2017年5月 大阪港タグセンター事業協同組合理事長（現）

遠藤 眞廣（えんどう まさひろ）

1956年生まれ

1989年3月 公認会計士登録

1989年5月 税理士登録

1997年8月 センチュリー監査法人（現 新日本有限責任監査法人）社員

2007年6月 新日本監査法人（現 新日本有限責任監査法人）退職

2007年7月 遠藤公認会計士事務所代表（現）

2015年6月 当社監査役就任（現）

鹿島 文行（かしま ふみゆき）

1948年生まれ

1971年7月 日本開発銀行（現 株式会社日本政策投資銀行）入行

2003年6月 日本政策投資銀行（現 株式会社日本政策投資銀行）理事

2006年6月 日本原子力発電株式会社 常務取締役

2013年6月 当社監査役就任（現）

2013年6月 DB J キャピタル株式会社 代表取締役社長（現）

2014年5月 DB J 投資アドバイザー株式会社 代表取締役会長（現）

鈴木 弘志（すずき ひろし）

1951年生まれ

1974年4月 株式会社日本興業銀行入行

2002年5月 ニヤク物産株式会社（現 ニヤクトレーディング株式会社）顧問

2002年9月 ニヤク物産株式会社（現 ニヤクトレーディング株式会社）常務取締役

2005年9月 株式会社ニヤクコーポレーション常務執行役員

2007年9月 株式会社ニヤクコーポレーション取締役（現）

2012年6月 当社取締役就任（現）

2014年9月 ニヤクトレーディング株式会社 代表取締役社長（現）

※五十嵐英男氏及び鈴木弘志氏は社外取締役の候補者であり、本総会において再選された場合には、社外取締役に就任する予定です。遠藤眞廣氏は社外監査役です。鹿島文行氏は社外監査役の候補者であり、本総会において再選された場合には、社外監査役に就任する予定です。

五十嵐氏、遠藤氏、鹿島氏及び鈴木氏は株式会社東京証券取引所の定める独立役員として届け出ております。

各氏と当社との間には、特別の利害関係又は取引関係はありません。

新株予約権無償割当ての概要

1. 本新株予約権の割当総数

本新株予約権の割当総数は、本新株予約権の無償割当てに関する取締役会決議（以下、「本新株予約権無償割当て決議」といいます。）において当社取締役会が別途定める一定の日（以下、「割当て期日」といいます。）における当社の最終の発行済株式総数（ただし、同時点において当社の有する当社株式の数を除きます。）と同数を上限として、当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める数とします。

2. 割当対象株主

割当て期日における最終の株主名簿に記録された株主に対し、その保有する当社普通株式（ただし、同時点において、当社の有する当社株式を除きます。）1株につき1個を上限として、当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める割合で本新株予約権の無償割当てをします。

3. 本新株予約権の無償割当ての効力発生日

本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める日とします。

4. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、本新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下、「対象株式数」といいます。）は、1株を上限として当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める数とします。ただし、当社が株式の分割又は株式の併合等を行う場合は、所要の調整を行うものとします。

5. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及び価格

本新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、本新株予約権の行使に際して出資される財産の当社普通株式1株当たりの金額は1円以上で当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める額とします。

6. 本新株予約権の譲渡制限

本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとします。

7. 本新株予約権の行使条件

新株予約権の行使条件は当社取締役会において別途定めるものとします（なお、当社取締役会が所定の手続きに従って定める一定の大規模買付者並びにその共同保有者及び特別関係者並びにこれらの者が実質的に支配し、これらの者と共同ないし協調して行動する者として当社取締役会が認めた者等（以下、「例外事由該当者」といいます。）による権利行使は認められないとの行使条件等、大規模買付け等に対する対抗措置としての効果を勘案した行使条件を付すこともあり得ます。）。

8. 当社による本新株予約権の取得

当社は、当社取締役会が別途定める日において、本新株予約権の全部又は例外事由該当者以外の新株予約権者が保有する本新株予約権についてのみを取得することができる旨の取得条項等を付すことがあります。

9. 対抗措置発動の停止等の場合の無償取得

当社取締役会が、対抗措置の発動を停止した場合その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める場合には、当社は、本新株予約権の全部を無償にて取得することができるものとします。

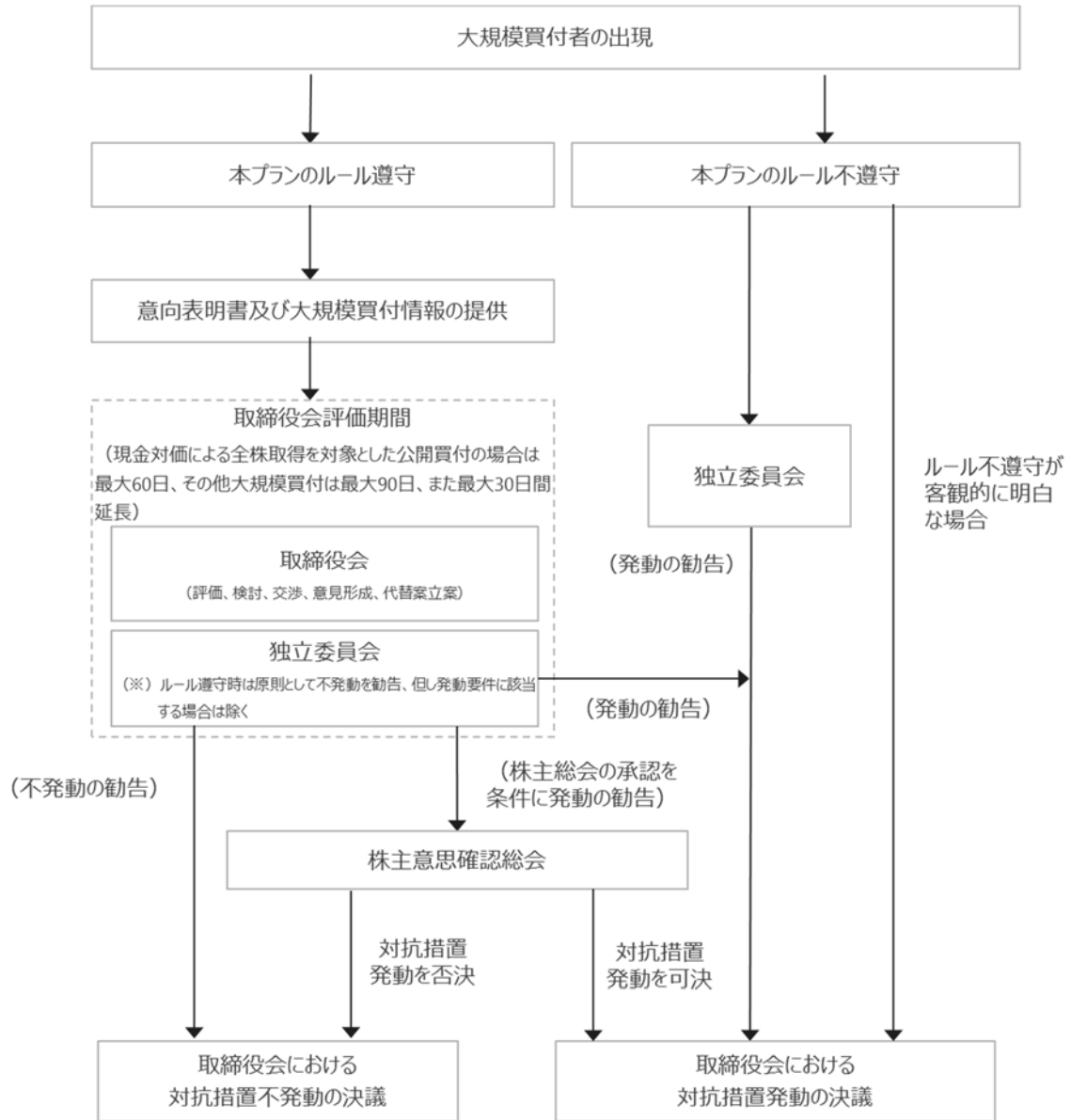
10. 本新株予約権の行使期間等

本新株予約権の行使期間その他必要な事項については、当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

以 上

(ご参考)

本対応方針の概要（大規模買付行為開始時のフローチャート）



※ 本図は、本プランの手続きの代表的な流れに関する概要を記載したものです。詳細につきましては、本プレスリリースの本文をご参照下さい。